

令和4年度 佐伯市障がい者就労施設等優先調達方針

この方針は、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する法律」第9条第1項の規定に基づき、障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るため、次のとおり調達方針を定めるものである。

1 方針の適用範囲

この方針は、佐伯市の全組織を対象とする。

2 調達する物品等及びその目標

市が障がい者就労施設等から調達する物品等及びその目標金額は次のとおりとする(次に記載のないものであっても、市が調達可能な物品等であれば対象とする。)

- | | |
|---|-----------|
| ・物品(紙製品、記念品、食品類、垂れ幕・看板、花苗、縫製品等、木製家具等、印刷、その他) | 9,400 千円 |
| ・役務(除草・剪定、梱包・集荷、公園・公衆便所・建物・駐車場の清掃、公園等の管理、その他) | 25,000 千円 |

3 調達実績の公表

調達実績については、当該年度終了後、遅滞なく実績を取りまとめ、市ホームページ等を通じて公表するものとする。

4 その他物品等の調達の推進に関する事項

障がい者就労施設等が供給できる物品等については、施設からの情報をもとに各組織に情報提供を行うものとする。

5 方針に関する担当窓口

この方針に関する担当窓口は、福祉保健部障がい福祉課とする。